宮古市自殺対策計画

いのち支えあうみやこ

~誰も自殺に追い込まれることのない宮古市を目指して~



平成 31 年 3 月 宮古市

はじめに

東日本大震災の発生から8年が経過しました。市内では住宅 再建が進むと共に、中心市街地には市役所、保健センター、市



民交流センターからなるイーストピアみやこが整備され、人が集える交流の場の創 出と新しいまちづくりが進んでおります。

この間、国内外の多くの皆様から、継続的なご支援をいただいておりますことに 深く感謝申し上げます。

さて、平成 18 年に「自殺対策基本法」が施行され、自殺対策の取り組みは国、県、 市町村へと拡大しているところではありますが、我が国の自殺死亡率は依然として 高い水準にあります。そのような中、平成 28 年 4 月に「改正自殺対策基本法」が施 行され、自殺対策は"生きることの包括的な支援"として展開され、地域づくりとし て推進されることとなりました。

このことから、本市では、「いのち支えあうみやこ~誰も自殺に追い込まれること のない宮古市を目指して~」を基本理念とした「宮古市自殺対策計画」を策定いた しました。

本市では、市民のこころと身体に大きな影響をもたらした東日本大震災以後、こころの健康づくりに重点的に取り組むとともに、「宮古市健康増進計画(第2次いきいき健康宮古21プラン)」に基づき、様々な取り組みを行ってまいりました。今回の計画策定を機に、関係機関・団体などの皆様とより一層連携を強め、総合的な自殺対策の推進に努めてまいります。

終わりに、本計画を策定するにあたりご協力いただきました宮古市健康づくり推 進協議会委員の皆様ならびに関係各位、市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成31年3月

宮古市長 山 本 正 徳

宮古市自殺対策計画 目次

第1章	計画策定の趣旨等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2	計画の基本理念等・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
5	計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
第2章	宮古市の自殺の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
1	自殺に関する統計・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	(1) 自殺者数と自殺死亡率の推移 ・・・・・・・・・・・・ 6
	(2) 男女別・年代別の現状 ・・・・・・・・・・・ 8
	(3) 職業別の現状・・・・・・・・・・・・・・・・9
	(4)原因・動機別の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・10
2	主な自殺の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
第3章	具体的な取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
1	基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
	(1) 自殺対策を支える人材育成の強化 ・・・・・・・・・・・ 13
	(2) 住民への啓発と周知 ・・・・・・・・・・・・・・・14
	(3) 生きることの促進要因への支援 ・・・・・・・・・・・ 15
	(4) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 ・・・・・・・・・・ 19
	(5) 地域におけるネットワークの強化 ・・・・・・・・・・20
2	重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
	(1)シニア世代・高齢者対策 ・・・・・・・・・・・・・22
	(2) 働き盛り世代対策・・・・・・・・・・・・・・・24
	(3) 生活困窮者・無職者等対策 ・・・・・・・・・・・・26
第4章	計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
1	推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
2	関係機関・団体等の役割・・・・・・・・・・・・・・・29
3	検証と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3C

■資料

- 1 自殺対策基本法
- 2 宮古市自殺対策計画策定経過
- 3 宮古市健康づくり推進協議会委員名簿

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

(1) 趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年(1998年)から年間3万人を超える深刻な状態でしたが、 平成18年(2006年)に制定された「自殺対策基本法」により自殺対策が大きく前進し、それまで個人の問題とされてきた自殺が、社会的な問題と認識されるようになりました。しかしながら、依然として年間自殺者数は2万人を超えるという非常事態が続いています。

平成28年(2016年)の改正自殺対策基本法により、自殺対策は「生きることの包括的な支援」 として展開され、地域づくり、社会づくりとして推進されることとなり、各都道府県及び市 町村は、自殺対策計画を策定することが義務付けられました。

本市においても国や県の指針及び「宮古市健康増進計画(いきいき健康宮古 21 プラン)」に基づき、様々な取り組みを行ってきたところですが、総合的に自殺対策を推進するため、「宮古市自殺対策計画」を策定し、地域全体で自殺対策に取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない宮古市」の実現を目指します。

(2) 自殺総合対策の基本方針

国が示した「自殺総合対策大綱」における基本方針は以下のとおりです。

- 生きることの包括的な支援として推進
- 関連施策との有機的な連携を強化
- 対応の段階に応じたレベルごとの対策の連動

5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明

確化し、その連携・協働を推進する

- 実践と啓発を両輪として推進
- 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

「自殺総合対策大綱」(概要) ※下線は旧大網からの主な変更箇所 平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し 第1 自殺総合対策の基本理念 第4 自殺総合対策における当面の重点施策 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す 2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし 4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る 「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する **殺リスクを低下**させる 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする 阻害要因:過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる 促進要因:自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ 9. 遺された人への支援を充実する 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識 10 民間団体との連携を強化する 子ども・若者の自殺対策を更に推進する 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する ▶ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である 第5 自殺対策の数値目標 年間自殺者数は減少傾向にあるが、<u>非常事態はいまだ</u> 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、 続いている 自殺死亡率を平成27年度と比べて30%以上減少 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて (平成27年18.5⇒13.0以下) 推進する (WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、 加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012)) 第3 自殺総合対策の基本方針 1. 生きることの包括的な支援として推進する 第6 推進体制等 2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む 3.対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる 1. 国における推進体制 4. 実践と啓発を両論として推進する 2. 地域における計画的な自殺対策の推進

自殺対策基本法に基づく政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの (平成29年7月25日閣議決定)

3. 施策の評価及び管理

4. 大綱の見直し

2 計画の基本理念等

(1) 基本理念

いのち支えあうみやこ

~誰も自殺に追い込まれることのない宮古市を目指して~

自殺の背景には、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られており、その多くが自殺以外の選択肢が考えられない危機的状態に追い込まれた末の死と言われています。宮古市民一人ひとりが健康で生きがいを持って暮らすことのできるよう、共に支えあい、誰も自殺に追い込まれることのない宮古市の実現を目指します。

(2) 基本方針

● 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」ですが、危機に陥った人の 心情や背景が理解されにくい現状があります。市民がそうした心情や背景への理解を深め、 危機に陥った場合は誰かに助けを求めることが適当であるということを共通認識できるよう、 相談窓口等の普及啓発活動を引き続き進めます。

また、市民が悩みを抱える人のサインに気づき、必要な支援につなぎ、見守っていけるよう、 様々な分野でゲートキーパー*等を養成していきます。

* <u>ゲートキーパーとは</u>: 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、 見守る人のことです。

● 地域住民や関係機関との連携を強化する

様々な生活背景や悩みを抱えた人を地域で早期に発見して支援につなぐためには、地域住民、民間団体、公的機関が連携することが重要であり、地域共生社会づくりの取り組みや生活困窮者自立支援制度等と一体となった取り組みが必要です。

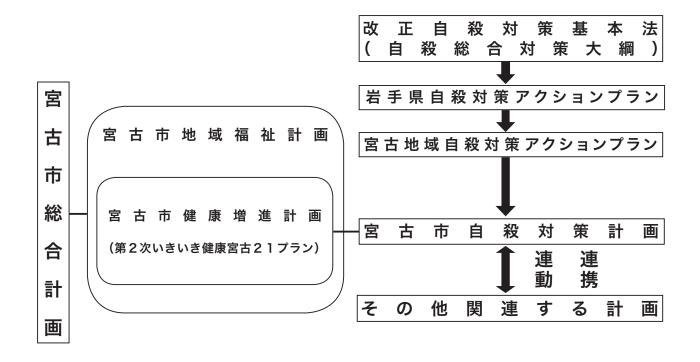
本市では悩みを抱える人を地域・職域・学校等で見守り、支えあえるよう、関係課・関係機関等と定期的な情報共有や連携の強化を図りながら、自殺対策を推進していきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」であり、国の 自殺対策基本法の基本理念や「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえて策定します。

また、岩手県や圏域(宮古地域)の「自殺対策アクションプラン」、「宮古市総合計画」、「宮古市地域福祉計画」、「宮古市健康増進計画(いきいき健康宮古 21 プラン)」等との整合性を図ります(図 1)。

図1. 関連計画との関係図



4 計画の期間

本計画は、平成31年度(2019年)から平成35年度(2023年)までの5か年計画として策定します。ただし、「自殺対策基本法」または「自殺総合対策大綱」が見直された場合等、必要に応じて見直しを行うこととします。

5 計画の数値目標

(1) 自殺死亡率・自殺者数

国は、「自殺総合対策大綱」において、平成38年(2026年)までに自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を平成27年(2015年)と比べて30%以上減少させ、13.0以下とすることを目標として定めています。

このような国の方針を踏まえ、宮古市の自殺対策計画の目指すべき目標値として、平成 28年 (2016年)の自殺死亡率 21.5(自殺者数 12人)を、平成 31年 (2019年)から平成 35年 (2023年)までの 5年間で、概ね 15%減少の 18.3(同 10人)以下とします。

指標	基準値 (H28 年)	目標値 (H31 ~ H35 年の 5 カ年平均)	
自殺死亡率(自殺者数)	21.5(12人)	18.3以下(10人以下)	

出典資料:岩手県保健福祉年報

(2) 成果目標

人口 6 万人以下の本市において、自殺死亡率や自殺者数といったアウトカム指標のみでの 評価は困難であるため、計画の推進による「成果目標」を以下のとおりします。

指標	基準値	目標値 (H35 年)	出典資料
毎日の生活に充実感のある人の割合	80.7% (H29年)	84%	生活についてのアンケート
睡眠で十分休養がとれる人の割合	73.6% (H28年)	80%	いわて健康データウェアハウス

第2章 宮古市の自殺の現状

1 自殺に関する統計

(1) 自殺者数と自殺死亡率の推移

本市の自殺による死亡者数は、主要死因別死亡者数の1%であり(図2)、震災前の平成22年(2010年)以降、増減を繰り返しながら減少傾向となっています(図3)。

また、人口 10 万人当たりの自殺者数 (以下、「自殺死亡率」という。) は、岩手県の値を下回っているものの、全国の値と比べると上回る傾向となっています (図 4)。

なお、岩手県の自殺死亡率は、減少傾向にあるものの、常に全国でワースト 1 位~ 4 位の状態が続いています。

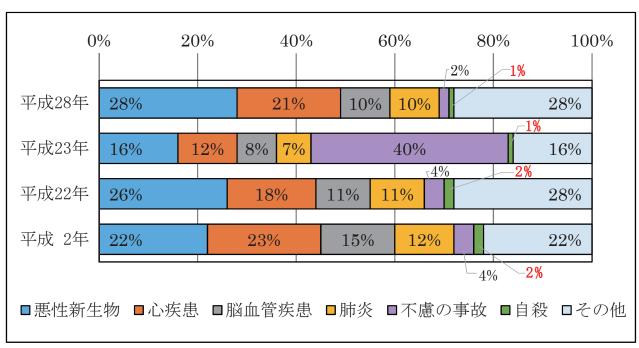
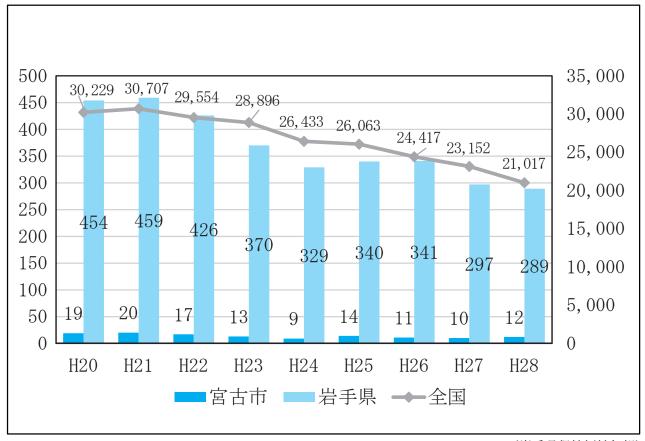


図 2. 主要死因別/死亡者割合の推移(H2-28)(宮古市)

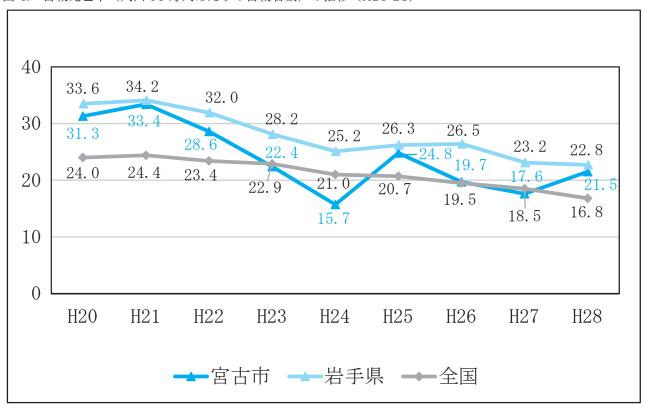
(岩手県保健福祉年報)

図 3. 自殺者数の推移(H20-28)



(岩手県保健福祉年報)

図 4. 自殺死亡率(人口 10 万人あたりの自殺者数)の推移(H20-28)



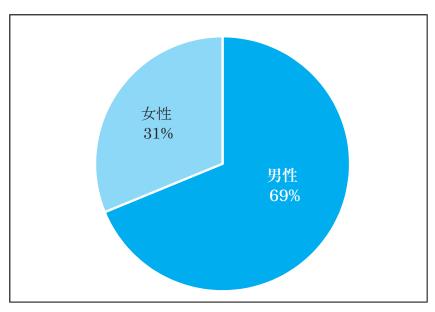
(岩手県保健福祉年報)

(2) 男女別・年代別の現状

本市における男女別の自殺者割合は、男性が69%を占めており、女性の2倍以上となっています(図5)。

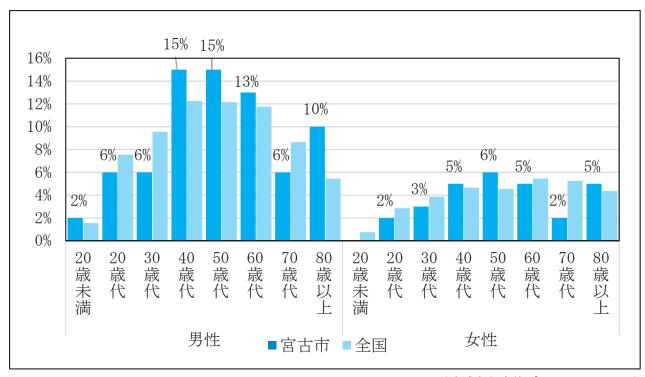
また、年代別では、男性は 40 歳代、50 歳代、60 歳代、80 歳以上の順に、女性は 50 歳代、40 歳代、80 歳以上の順に全国の値よりも高くなっています(図 6)。

図 5. 男女別/自殺者割合(H20-28 累計値)(宮古市)



(岩手県保健福祉年報)

図 6. 男女・年代別/全自殺者数に占める割合(H24-28 累計値)



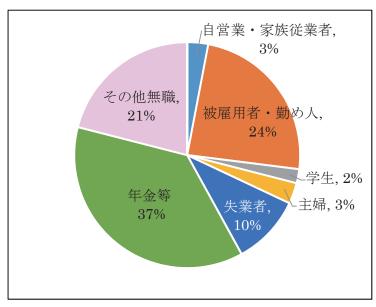
(地域自殺実態プロファイル JSSC)

(3)職業別の現状

本市における職業別の自殺者割合は、「年金・雇用保険等生活者」、「被雇用者・勤め人」、「その他の無職者」の順に多い状況となっています。うち、無職者(主婦、失業者、年金等、その他無職)が全体の7割以上を占めています(図7)。

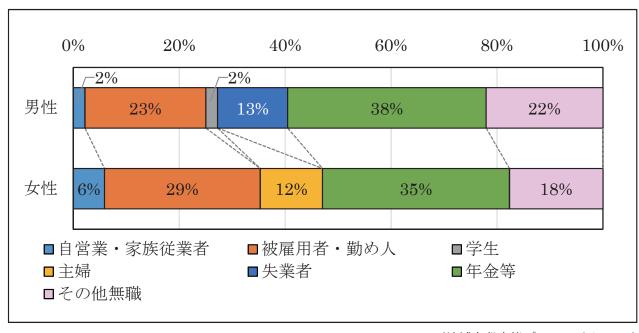
男女別でも同様の順となっており、うち無職者(主婦、失業者、年金等、その他無職)が男性の73%、女性の65%を占めています(図8)。

図 7. 職業別/自殺者割合(H24-28 累計値)(宮古市)



(地域自殺実態プロファイル JSSC)

図8. 男女·職業別/自殺者割合(H24-28累計値)(宮古市)



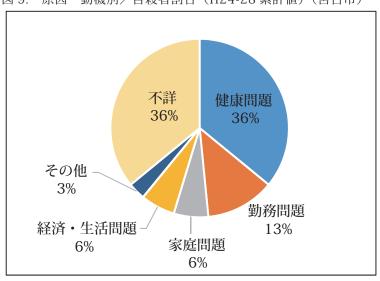
(地域自殺実態プロファイル JSSC)

(4)原因・動機別の現状

本市における原因・動機別の自殺者割合は、「健康問題」、「不詳」、「勤務問題」の順に多く、 次いで「家庭問題」と「経済・生活問題」となっています(図 9)。

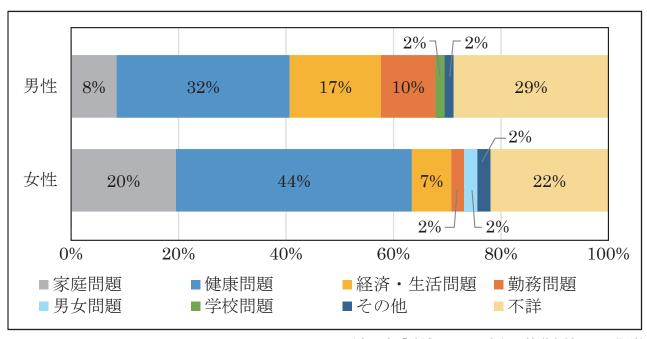
男性は「健康問題」、「不詳」、「経済・生活問題」の順、女性は「健康問題」、「不詳」、「家庭問題」の順となっています(図 10)。

図 9. 原因・動機別/自殺者割合(H24-28 累計値)(宮古市)



(内閣府「地域における 自殺の基礎資料」から集計)

図 10. 男女別・原因動機別/自殺者割合(H21-28 累計値*)(宮古市)



(内閣府「地域における自殺の基礎資料」から集計)

^{*} 平成 24 年から平成 26 年の男女別内訳は非公表の為、総数より除く。遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を3つまで計上可能としている。

2 主な自殺の特徴

地域自殺実態プロファイルによる本市の主な自殺の特徴(H24年~H28年の5年間累計)は、表1のとおりです。

1位が「男性・60歳以上・無職・同居」で、5位の「男性・60歳以上・無職・独居」と合わせると、60歳以上・男性・無職の自殺が最も多い状況です。次いで、2位は「男性・40~59歳・無職・同居」、3位は「男性・40~59歳・有職・同居」、4位は「男性・20~39歳・無職・同居」となっています。各年代において、無職であることがハイリスク要因の一つと言えます。また、 $40\sim59$ 歳においては、職業の有無に関わらず上位を占めています。

表 1. 宮古市の主な自殺の特徴

上位 5 区分	自殺者数 5 年計 (H 24-28)	割合	自殺率* (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路 **
1 位:男性 60 歳以上無職別居	14	22.6%	56.1	失業(退職)⇒生活苦+介護の悩み(疲れ) +身体疾患⇒自殺
2 位:男性 40~59 歳無職別居	6	9.7%	187.6	失業⇒生活苦⇒借金+家族間の不和⇒ うつ状態⇒自殺
3位:男性 40~59 歳有職別居	6	9.7%	22.4	配置転換⇒過労⇒職場人間関係の悩み+ 仕事の失敗⇒うつ状態⇒自殺
4 位:男性 20~39 歳無職別居	4	6.5%	171.9	①【30 代その他無職】ひきこもり+家族間 の不和 孤立 自殺 ②【20 代学生】就職失敗⇒将来悲観⇒ うつ状態⇒自殺
5 位:男性 60 歳以上無職独居	4	6.5%	86.9	失業(退職) +死別・離別⇒うつ状態⇒将 来生活への悲観⇒自殺

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。

(地域自殺実態プロファイル JSSC)

^{*}自殺率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

^{**「}背景にある主な自殺の危機経路」は、自殺実態白書 2013 (ライフリンク) を参考にしたもので、危機経路 を類型的に例示しているもの。

第3章 具体的な取り組み

1 基本施策

基本施策とは、国が示した「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が 共通して取り組む必要があるとされている、地域で自殺対策を進めるうえで欠かすことので きない基盤的な取り組みです。

1	自殺対策を支える人材育成の強化
2	住民への啓発と周知
3	生きることの促進要因への支援
4	児童生徒のSOSの出し方に関する教育
5	地域におけるネットワークの強化

また、自殺対策は様々な角度や切り口から取り組むことが求められており、庁内横断的に 取り組んでまいります。

(1) 自殺対策を支える人材育成の強化

市民の誰もがゲートキーパー*としての役割を認識でき、幅広い対象の方々が自殺のリスクが高い人のサインに早期に気づき、適切な対応を取れるよう人材養成に努めます。

* ゲートキーパーとは: 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、 見守る人のことです。

【主な取り組み】

取り組み内容	関係課等
▶様々な分野でのゲートキーパーの養成講座の開催	健康課
▶社会的要因に関連する相談員の資質の向上 (ゲート―キーパー養成講座の受講等)	健康課福祉課 こども課 介護保険課 総合窓口課 環境生活課 学校教育課 農業委員会事務局
▶職員研修事業	総務課
▶支援者スキルアップ研修会の開催	健康課
▶保健推進委員等研修会の開催	健康課

(2) 住民への啓発と周知

自殺を考えている人や自殺のサインに気づいた周りの人が、気軽に相談できる体制が十分に周知されていることが重要であり、こころの健康に関する相談窓口の周知活動を徹底し、早期の相談につながる体制を整えます。

また、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は理解されにくい現状があります。市民がそうした心情や背景への理解を深め、危機に陥った場合は誰かに助けを求めることが適当であるということを共通認識できるよう、自殺対策に関する正しい情報の発信や意識啓発に取り組みます。

【主な取り組み】

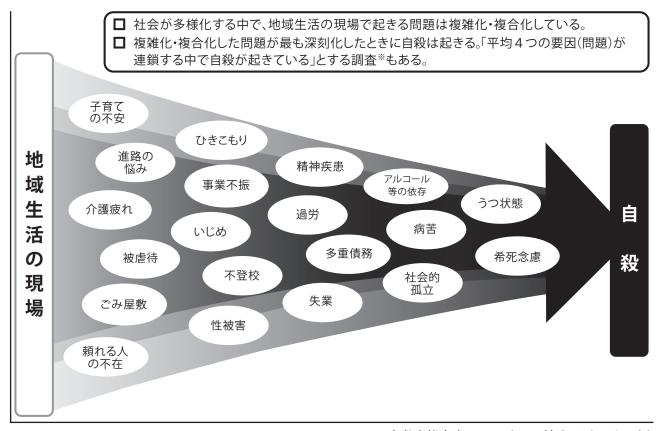
取り組み内容	関係課等
▶こころの健康に関する相談窓口等の周知	健康課
・よりそいホットライン	
・こころの健康相談統一ダイヤル 等	
▶「岩手県自殺予防月間(9月)」・「自殺対策強化月間(3月)」	健康課
における普及・啓発活動	
▶広報、講演会、イベント、講習会、チラシ、パンフレッ	健康課
ト等による普及・啓発活動	秘書広報課
	学校教育課
	生涯学習課
	消防対策課
	産業支援センター
	農林課
	水産課
▶こころの健康づくりに関する出前講座	健康課
▶ふれあいまちづくり講座	生涯学習課
▶精神疾患(うつ病、アルコール依存症等)や適正飲酒に	健康課
ついての普及・啓発の推進	福祉課
▶健康相談・健康教育等の実施	健康課

(3) 生きることの促進要因への支援

社会全体の自殺リスクを低下させるためには、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」(図 11)を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことが必要です。このため、市民のこころの健康づくりや居場所づくり、生活上の困りごとに関する相談支援、自殺未遂者や遺された人への支援等に関する取り組みを推進します(図 12)。

また、東日本大震災等の被災者が、健康で安心した生活が送れるよう、引き続き生活再建 や心身の健康づくりを支援します。

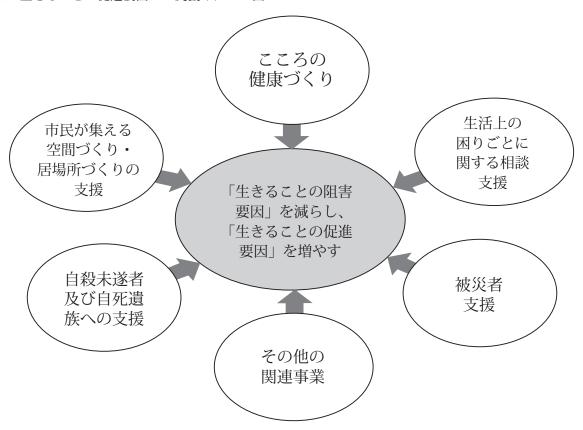
図 11. 自殺の危機要因イメージ図(厚生労働省資料)



自殺実態白書 2013 (NPO 法人ライフリンク)

平成 29 年 11 月厚生労働省発行「市町村自殺対策計画策定の手引き」

図 12. 生きることの促進要因への支援イメージ図



【主な取り組み】

取り組み内容	関係課等
こころの健康づくり	
▶こころの健康づくりに関する健康教室▶訪問・面接等による相談支援▶こころのケア要支援者等への継続支援▶うつスクリーニング(K6 質問票)▶産後うつスクリーニング	健康課
市民が集える空間づくりの支援	
▶施設管理及び運営	復興推進課 契約管財課 農林課 介護保険課 生涯学習課 田老総合事務所 新里総合事務所 川井総合事務所

地域の居場所づくりの支援 	
▶介護予防教室	健康課
▶シルバーリハビリ体操指導者養成事業	介護保険課
▶認知症介護家族のつどい	
▶認知症カフェ	
▶男性のための料理教室	
▶男性のための運動教室	
生活上の困りごとに関する相談支援	
▶市民相談(法律相談、行政相談等)	環境生活課
▶消費者保護対策(消費者契約トラブル、多重債務等)	
▶生活保護に関する相談	福祉課
▶生活困窮者自立支援	
▶障がい者自立支援	
▶民生委員・児童委員による地域相談	
▶ひとり親家庭自立支援	こども課
▶子ども虐待防止	
▶家庭児童相談	
▶DV相談	
▶ひきこもり等青少年の自立支援	
▶総合相談支援(高齢者に関する相談)	介護保険課
その他の関連事業	
▶各種健康相談・健康教室の開催	健康課
・所内・地区健康相談	
・働く世代の健康づくり事業	
・ハロー赤ちゃん教室	
・お母さんのための赤ちゃん教室等	
▶産前産後サポート事業	健康課
	田老診療所
	新里診療所
	川井診療所
	川井歯科診療所
	介護保険課
▶高齢者虐待防止ネットワークの推進	
L	1

	1
▶地域子育て支援拠点事業	こども課
▶こども発達相談支援	
▶乳幼児期家庭教育学級	生涯学習課
▶小中学校期家庭教育学級	
▶生涯学習事業	
▶特別支援教育の充実	学校教育課
・幼児ことばの教室	
・特別支援教育支援員及び就学支援相談員の配置	
▶市税・公共料金等の相談	税務課
	総合窓口課
	上下水道部経営課
▶ 雇用対策	産業支援センター
・離職者・未就業者の就業促進の支援	
・若者などの能力向上と就職活動の支援	
▶農業者年金の啓発と相談	農業委員会事務局
自殺未遂者及び自死遺族への支援	
▶未遂者に対する相談支援	健康課
▶自死遺族の自助グループ等の紹介	
被災者支援	
▶被災者のこころのケアの推進	健康課
▶被災者訪問事業	福祉課
▶福祉コミュニティ支援	環境生活課
▶被災者相談	危機管理課
▶地域防災計画	建築住宅課
▶生活再建住宅支援	都市計画課
▶災害公営住宅管理	
	,

(4) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

いじめを苦にした自殺予防と児童・生徒・保護者等のこころの健康づくりの取り組みの推進を図り、SOSの出し方に関する教育(生活上の困難やストレスに直面したときに助けを求めることを学ぶ教育)を推進します。

【主な取り組み】

取り組み内容	関係課等
▶ S O S の出し方に関する教育の推進	学校教育課
・いじめ防止対策	教育委員会総務課
・道徳教育の推進	
・教育相談	
・サーモン教室(不登校児童生徒への支援)	
・学校支援員の配置	
・宮古市教育委員会だよりにおける普及啓発	
▶小・中学校就学への援助	学校教育課
▶思春期保健事業	健康課

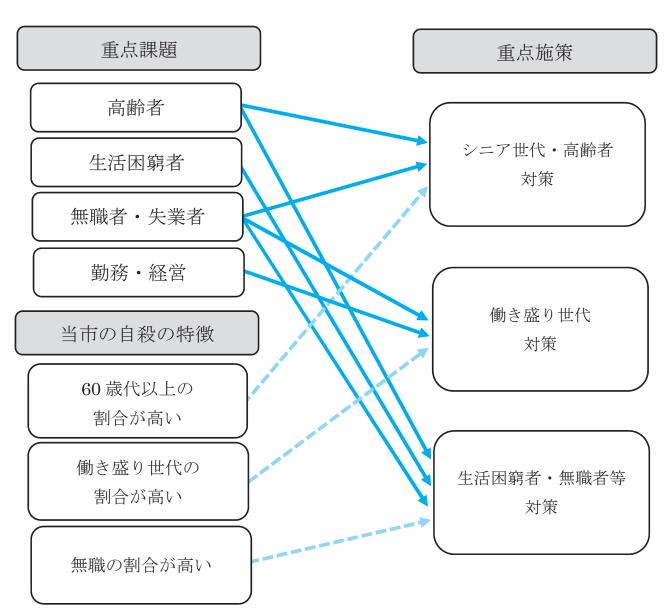
(5) 地域におけるネットワークの強化

自殺の背景には、過労、生活困窮、いじめや孤立などの社会的な要因があることが知られています。地域生活の場で起きるさまざまな問題に対し、保健、福祉、医療、教育、労働等、全庁横断的なネットワークの構築を図ります。また、地域の多様な関係機関との連携した取り組みやネットワークの構築と強化を図ることで地域全体の自殺対策を推進します。

取り組み内容	関係課等
▶自殺対策推進協議会▶庁内自殺対策ネットワーク会議	健康課
▶医療機関、警察、保健所等関係機関との救急情報の共有及び 連携の推進	健康課 消防対策課
▶うつ・自殺サポート連絡会への参加▶宮古地域こころのケアセンター等関係機関との連携	健康課 福祉課

2 重点施策

国が作成した本市の自殺実態プロファイルにおいて、「高齢者」「生活困窮者」「無職者・失業者」「勤務・経営」の4つが重点課題とされ、取り組みが推奨されていること、また、本市の自殺の特徴を踏まえ、本市における重点施策を3つ選定し、それぞれの課題に係る施策を推進します。



(1)シニア世代・高齢者対策

本市の「高齢者のいる世帯の推移」をみると、平成12年(2000年)以降、「高齢者夫婦世帯」、「1人暮らし高齢者世帯」のように高齢者層のみで構成された世帯が増加しています(図13)。

同居人の有無別の自殺者割合をみると、60歳以上の高齢者層の男性は同居世帯、女性は独居世帯の割合が全国の値と比較して高くなっています(図 14)。

また、本市の自殺者の原因・動機については、10ページに記載しているとおり「健康問題」が最も多く、36%を占めています。とくに高齢者の場合は、身体疾患の悩みと共に、社会的役割の喪失感や孤独感などが加わる結果と考えられます。

高齢者の閉じこもりや孤立を防ぎ、高齢者一人ひとりが生きがいを持って暮らしていけるよう、地域での見守り体制や居場所づくりを推進するとともに、介護等の問題を抱える高齢者や家族の支援体制を強化する必要があります。

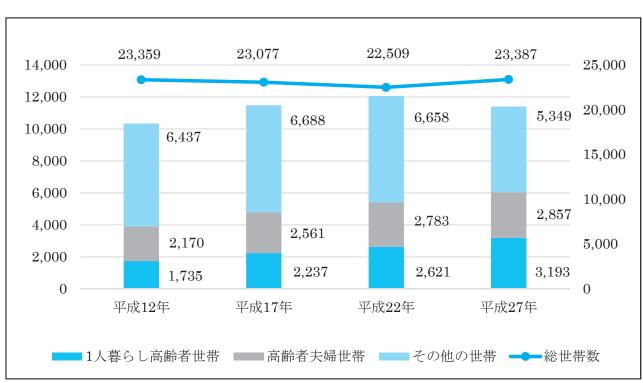


図 13. 高齢者のいる世帯の推移(H12-27)(宮古市)

(国勢調査)

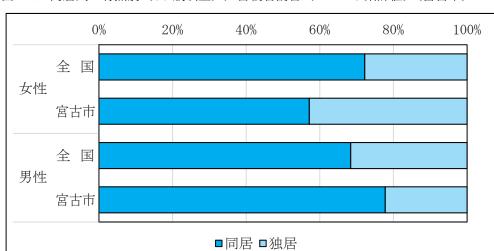


図 14. 同居人の有無別(60歳以上)/自殺者割合(H24-28累計値)(宮古市)

(地域自殺実態プロファイル JSSC)

【主な取り組み】

【主な取り組み】			
取り組み内容	関係課等		
▶市民が集える空間づくりの支援(再掲)	復興推進課		
・施設管理及び運営	契約管財課		
	農林課		
	介護保険課		
	生涯学習課		
	田老総合事務所		
	新里総合事務所		
	川井総合事務所		
▶地域の居場所づくりの支援 (再掲)	健康課		
・介護予防教室	介護保険課		
・シルバーリハビリ体操指導者養成事業			
・認知症介護家族のつどい			
・認知症カフェ			
・男性のための栄養教室			
・男性のための運動教室			
▶総合相談支援(高齢者に関する相談)(再掲)	介護保険課		
▶高齢者虐待防止ネットワークの推進(再掲)			
▶地域の医療体制の充実(再掲)	田老診療所		
	新里診療所		
	川井診療所		
	川井歯科診療所		

(2) 働き盛り世代対策

本市の有職者の自殺については、被雇用者・勤め人の割合が88%で、全国の値と比較して高くなっています(図15)。しかしながら、本市の事業所は、職員のストレスチェックが義務付けられていない従業員数50人未満の小規模事業所が全体の98%を占めており、勤労者の72%が50人未満の小規模事業所に勤務している状況にあります(図16)。

このため、職域や事業所との連携体制の構築を図り、小規模事業所に勤務する従業員や管理監督者に対するメンタルヘルスの取り組みについて、保健所や産業保健センター等の関係機関と連携しながら推進していく必要があります。

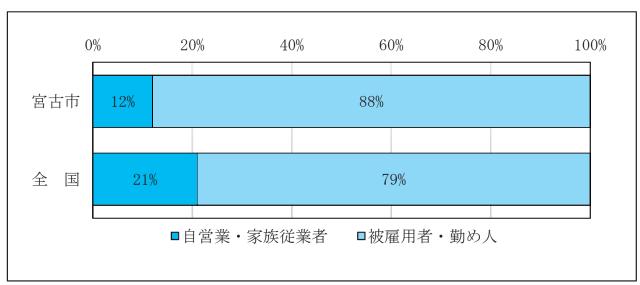
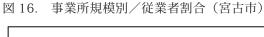
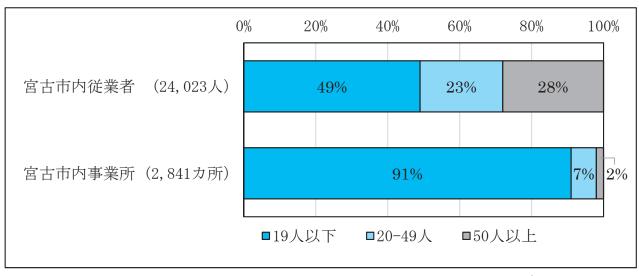


図 15. 有職者の自殺者割合(H24-28 累計値)

(地域自殺実態プロファイル JSSC)





(地域自殺実態プロファイル JSSC)

【主な取り組み】

取り組み内容	関係課等
▶働く世代の健康づくり事業 (再掲)	健康課
▶心の健康づくりに関する健康教室 (再掲)	
▶こころの健康づくりに関する出前講座(再掲)	健康課
・よりそいホットライン	
・こころの健康相談統一ダイヤル 等	
▶広報、講演会、イベント、講習会、チラシ、パンフレット等	健康課
による普及・啓発活動 (再掲)	秘書広報課
	学校教育課
	生涯学習課
	消防対策課
	産業支援センター
	農林課
	水産課
▶雇用対策 (再掲)	産業支援センター
・離職者・未就業者の就業促進の支援	
・若者などの能力向上と就職活動の支援	

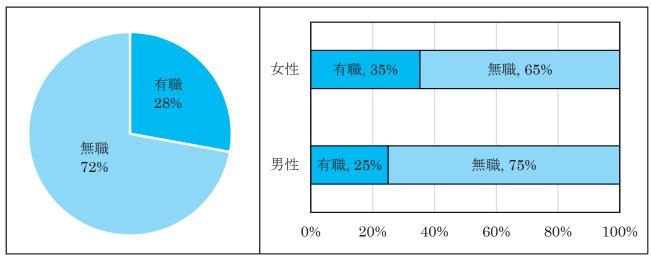
(3) 生活困窮者・無職者等対策

本市の自殺者における無職者 (主婦、失業者、年金等、その他無職)の割合は 72% で、男女別でみると男性の 75%、女性の 65% を占めています (図 17)。

また、性・年齢別に無職者の自殺者割合をみると、男性・女性ともに 60 歳以上が約半数を 占めています。また、女性においては 40-50 歳代も 60 歳以上と同じ割合となっています(図 18)。

生活困窮の背景には、無職であることはもちろん、多重債務や労働問題、精神疾患、虐待、DV、介護等の多様な問題が複合的に関わっていることが多く、包括的な支援体制の構築を図ります。

図 17. 性・職業の有無別 / 自殺者の割合 (H24-28) (宮古市)



(地域自殺実態プロファイル JSSC)

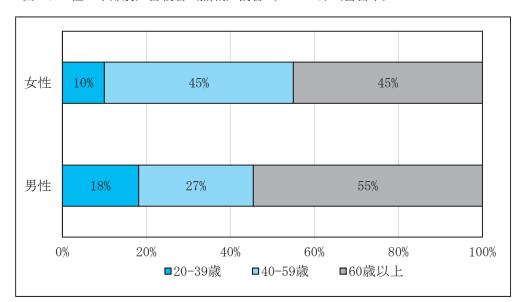


図 18. 性·年齢別/自殺者(無職)割合(H24-28)(宮古市)

(地域自殺実態 プロファイル JSSC)

【主な取り組み】

【主な取り組み】 「	
取り組み内容	関係課等
▶生活保護に関する相談(再掲)	福祉課
▶生活困窮者自立支援 (再掲)	
▶障がい者自立支援(再掲)	
▶民生委員・児童委員による地域相談 (再掲)	
▶ひとり親家庭自立支援(再掲)	こども課
▶子ども虐待防止(再掲)	
▶家庭児童相談(再掲)	
▶ D V 相談(再掲)	
▶ひきこもり等青少年の自立支援(再掲)	
▶総合相談支援(高齢者に関する相談)(再掲)	介護保険課
▶高齢者虐待防止ネットワークの推進(再掲)	
▶市民相談(法律相談、行政相談等)(再掲)	環境生活課
▶消費者保護対策(消費者契約トラブル、多重債務等)(再掲)	
▶市税・公共料金等の相談	税務課
	総合窓口課
	上下水道部経営課
▶雇用対策(再掲)	産業支援センター
・離職者・未就業者の就業促進の支援	
・若者などの能力向上と就職活動の支援	

第4章 計画の推進体制

1 推進体制

自殺対策は、家庭や学校、職域、地域など社会全般に関係しており、総合的な対策のためには他分野の関係者の連携と協力のもとに、効果的な施策を推進していく必要があります。

このため、幅広い関係機関・団体で構成される「宮古市自殺対策推進協議会」を設置して、 官民一体となった自殺対策を推進していきます。

また、本市の内部組織として「庁内自殺対策ネットワーク会議」を設置し、全庁的な関連施策の推進を図ります。



2 関係機関・団体等の役割

(1) 市の役割

市民に身近な存在として、相談窓口の周知、各種健康教室等の開催、個別支援の充実等、 こころの健康づくりを推進します。また、自殺実態の情報収集と分析、自殺対策計画の策定、 検証と評価等、全庁を挙げて自殺対策の推進役を担います。

(2) 県の役割

県精神保健福祉センターは、岩手県の地域自殺対策推進センターであり、専門職員向けの 研修会の実施や、市の自殺対策に対する助言などの支援を行います。

また、県宮古保健所は、宮古圏域の自殺対策の推進役を担い、市の施策と連携・協力しながら、 広域的な事業の取り組み等によって、各市町村の支援を行います。

(3)教育関係者の役割

児童生徒の心と体の健康づくりや、生きる力を高めるための教育、自殺予防のための教職 員の研修等により、子ども達の自殺予防の取り組みを進めます。

(4) 職域の役割

仕事における強いストレスや不安を抱えている従業員に対するメンタルヘルスケアの取り 組みを一層推進し、ストレスの要因となる職場環境の改善や、うつ病の早期発見・早期治療 等への取り組みを進めます。

(5)関係団体の役割

自殺対策には、その背景にある複合的な要因への対策が重複する部分がすくなくありません。このため、関係団体においては、相互に緊密な情報交換を行いながら、連携した取り組みを進めます。

(6) 市民の役割

市民一人ひとりが自殺対策に関心を持ち、理解を深めることが必要です。身近な人が悩んでいる場合に、早めに<u>気づき、声をかけ、よく話を聴いて、必要な相談先につなぎ、見守る</u>ことが大切です。

3 検証と評価

本計画の主な評価指標を次表のとおりとし、毎年度、取り組み状況を取りまとめ、その進捗状況を検証・評価します。

【主な評価指標】

施策分野	指標の内容	現状値 (H29 年度)	目標値等
1. 自殺対策を支える人材育成	▶ゲートキーパー養成数	市民:95人市職員:未実施	市民:年100人 市職員:平成35年 度(2023年度)ま でに200人
	▶支援者スキルアップ研修会の開催回数	年3回	年3回以上
2. 住民への啓発	▶広報みやこでの啓発	年2回	合計年4回以上
と周知	▶市ホームページでの啓発	未実施	
3. 生きることの	▶こころの健康に関する健康教室の開催	年 14 回	年 15 回
促進要因	▶産前産後サポート事業(産後概ね28日 以内の産婦に対する個別電話相談実施率)	未実施	97%
4. SOSの出し方教育	▶公立小中学校におけるSOSの出し方 教育の実施	未把握	平成35年度(2023年度)までに全ての 小中学校において年 1回以上実施
	▶公立小中学校におけるいじめアンケー トの実施	未把握	全ての小中学校にお いて年1回以上実 施
5. ネットワーク	▶宮古市自殺対策推進協議会開催数	未設置	平成31年度(2019
の強化	▶庁内自殺対策ネットワーク会議開催数	未設置	年度)までに設置開催数:各年2回
重点1.シニア世代・高齢者対策	▶介護予防運動教室等参加者数 ※シルバーリハビリ体操を活用した通い の場等の参加者数	参加者 延 9,757 人	参加者数 延 250 人/年の増 加
重点 2. 働き盛り 世代対策	▶働く世代の健康づくり事業実施回数	年5回	年8回
重点3.生活困窮 者·無職者等対策	▶生活困窮者支援調整会議開催数	年 12 回	年 12 回

資料

自殺対策基本法 (平成18年法律第85号)

最終改正:平成28年法律第11号

目次

第一章 総則 (第一条—第十一条)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対 策計画等(第十二条—第十四条)

第三章 基本的施策(第十五条—第二十二条) 第四章 自殺総合対策会議等(第二十三条—第 二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。
- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉 えられるべきものではなく、その背景に様々な社 会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組と して実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び 背景を有するものであることを踏まえ、単に精神

保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して 実施されるようにしなければならない。

- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機 への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に 終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な 施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働そ の他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合 的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分 に果たされるように必要な助言その他の援助を行 うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する 自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働 者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ず るよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援として の自殺対策の重要性に関する理解と関心を深める よう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する

理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間において は、啓発活動を広く展開するものとし、それにふ さわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、 関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び 自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び 生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不 当に侵害することのないようにしなければならな い。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、 必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講 じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における 自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を 提出しなければならない。

> 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺 対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱 (次条及び第二十三条第二項第一号において「自 殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

- 第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域 の実情を勘案して、当該都道府県の区域内におけ る自殺対策についての計画(次項及び次条におい て「都道府県自殺対策計画」という。)を定める ものとする。
- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺 対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町 村の区域内における自殺対策についての計画(次 条において「市町村自殺対策計画」という。)を 定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村 自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた 自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効 果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対 し、当該事業等の実施に要する経費に充てるた め、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘 案して、厚生労働省令で定めるところにより、予 算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

- 第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び 高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、 大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮 しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険 性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の 発生を回避するための適切な対処を行う体制の整 備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再 び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への 適切な支援を行うために必要な施策を講ずるもの とする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺 未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深 刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等へ の適切な支援を行うために必要な施策を講ずるも のとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が 行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関す る活動を支援するため、助言、財政上の措置その 他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

- 第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自 殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。
- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する 重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を 推進すること。

(会議の組織等)

- 第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が 指定する者をもって充てる。

- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生 労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委 員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、 自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を 図るものとする。

附 則(抄)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を 超えない範囲内において政令で定める日から施行 する。 附 則(抄) ※平成27年法律第66号 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日より施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定 による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の 規定により置かれている自殺総合対策会議は、第 二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第 二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策 会議となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則(抄) **※**平成28年法律第11号 (施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 (略)

宮古市自殺対策計画策定経過

年	月日	内 容
平成 30 年	5月29日	宮古市経営会議・宮古市自殺対策計画の策定について
平成 30 年	6月7日	宮古市議会教育民生常任委員会 ・宮古市自殺対策計画の策定について
平成 30 年	7月11日	宮古市職員向け自殺対策研修会
平成 30 年	7月~9月	自殺対策関連事業の洗い出し及び庁内全部署への意見 聴取
平成 30 年	11月	宮古市自殺対策計画(案)の庁内意見聴取
平成 30 年	12月3日	宮古市経営会議・宮古市自殺対策計画(案)について
平成 30 年	12月7日	第1回宮古市健康づくり推進協議会 ・宮古市自殺対策計画(案)について
平成 30 年	12月10日	宮古市議会教育民生常任委員会 ・宮古市自殺対策計画(案)について
平成 31 年	1月4日 ~1月23日	パブリックコメント実施
平成 31 年	2月25日	第2回健康づくり推進協議会 ・宮古市自殺対策計画(案)について
平成 31 年	3月	宮古市自殺対策計画策定

宮古市健康づくり推進協議会 委員名簿

任期 自 平成30年10月 1日 至 平成32年 9月30日

	役 職	氏 名	所 属
1	会 長	林 節	一般社団法人宮古医師会
2	副会長	倉 田 英 生	宮古歯科医師会
3	委 員	田名場 善明	岩手県宮古保健所
4	委 員	村 上 晶 彦	岩手県立宮古病院
5	委 員	湊 谷 寿 邦	宮古薬剤師会
6	委 員	上屋敷 正明	宮古市国民健康保険運営協議会
7	委 員	工藤正行	新岩手農業協同組合宮古支所
8	委 員	重 茂 伸 明	重茂漁業協同組合
9	委 員	柳澤良文	社会福祉法人 宮古市社会福祉協議会
10	委 員	志 賀 政 信	一般社団法人陸中宮古青年会議所
11	委 員	舘 脇 敏 朗	宮古市校長会
12	委 員	重 茂 進	宮古市老人クラブ連合会
13	委 員	安田かおり	田老地域自治区
14	委 員	山口 秀子	新里地域自治区
15	委 員	佐羽内 百合子	川井地域自治区
16	委 員	橋 本 正 吉	宮古市公衆衛生組合連合会
17	委 員	鈴 木 光 子	宮古市地域婦人団体協議会
18	委 員	佐々木 幸子	宮古市食生活改善推進員協議会

宮古市自殺対策計画

平成 31 年 (2019 年) 3月発行

発行 宮古市

編集 宮古市保健福祉部健康課

〒 027-8501

岩手県宮古市宮町一丁目1番30号

TEL (0193) 64-0111

FAX (0193) 64-5464

E-mail kenko@city.miyako.iwate.jp

